

誤

資格審査申請表

〇〇〇〇〇〇〇株式会社

No.	審査項目	審査基準		必要な提出資料
1	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。	該当しない。	該当する。	—
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）を有する。又は有する見込みである。	有している。 （見込みあり）	有していない。 （見込みなし）	資格審査結果通知書の写し
3	希望する品目の役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有している。	参加表明品目表による。		許認可等の取得状況等の証明
4	同一又は類似品目の製造又は修理実績がある。	参加表明品目表による。		
5	部隊での不具合発生時、迅速かつ継続的な対応が可能である。	可能である。	可能でない。	—
6	第4補給処が定めた役務請負契約条項を適用して契約を締結することができる。	可能である。	可能でない。	—
7	契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等のその他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能なもので、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている。	措置している。	措置していない。	措置済みの証明書等（合意書）
8	秘密を取り扱う場合には、秘密に関する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、かつ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあること。また、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる（特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）。	保管設備有り （見込みあり）	保管設備無し （見込みなし）	—
		自社規則有り （見込みあり）	自社規則無し （見込みなし）	自社規則
9	防衛省指名停止権者又は航空幕僚長から指名停止の措置を受けている期間中でない。	受けていない。	受けている。	—

記入要領

「審査基準」の欄について、No.1，2，5～9は、該当する方に○をつける。また3，4については、「参加表明品目表」の品目毎に記入する。

正（No. 8 指名停止関係、No. 9 暴力団関係者の審査項目脱落の追記、No. の訂正）

資格審査申請表

〇〇〇〇〇〇〇株式会社

No.	審査項目	審査基準		必要な提出資料
1	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。	該当しない。	該当する。	—
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）を有する。又は有する見込みである。	有している。 （見込みあり）	有していない。 （見込みなし）	資格審査結果通知書の写し
3	希望する品目の役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有している。	参加表明品目表による。		許認可等の取得状況等の証明
4	同一又は類似品目の製造又は修理実績がある。	参加表明品目表による。		—
5	部隊での不具合発生時、迅速かつ継続的な対応が可能である。	可能である。	可能でない。	—
6	第4補給処が定めた役務請負契約条項を適用して契約を締結することができる。	可能である。	可能でない。	—
7	防衛省指名停止権者又は航空幕僚長から指名停止の措置を受けている期間中でない。	受けていない。	受けている。	—
8	現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係の有る者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造もしくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者でない。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者である。	—
9	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。	排除対象者でない。	排除対象者である。	—
10	秘密を取り扱う場合には、秘密に関する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、かつ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあること。また、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる（特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）。	保管設備有り （見込みあり）	保管設備無し （見込みなし）	—
		自社規則有り （見込みあり）	自社規則無し （見込みなし）	自社規則
11	契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等のその他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能なもので、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている。	措置している。	措置していない。	措置済みの証明書等（合意書）

記入要領

「審査基準」の欄について、No. 1, 2, 5～11は、該当する方に○をつける。また3, 4については、「参加表明品目表」の品目毎に記入する。